

2026年2月9日

クミアイ化学工業株式会社

各位

## 中国におけるピロキサスルホン重要中間体物質特許侵害訴訟 勝訴について

クミアイ化学工業株式会社（本社：東京都台東区、代表取締役社長：横山優、以下、「当社」）は、当社が保有するピロキサスルホン重要中間体物質特許（特許番号：ZL 201210121587.2、以下「当該特許」）に基づき安徽省の中国企業（以下、「当該企業」）に対して特許権侵害訴訟を提起していました。今般、本訴訟において、安徽省合肥中級人民法院より当該企業に対して侵害行為の差止めを命じる差止命令及び関連損害賠償および訴訟費用の支払いを命じる勝訴の判決文を受領いたしましたので、お知らせいたします。

判決の詳細は以下となります。

1. 当該特許で保護されるピロキサスルホン中間体（CAS No.946409-52-5、以下、「当該中間体」）の製造を中止すること。
2. 当該中間体を使用したピロキサスルホンN-1中間体<sup>\*1</sup>（CAS No. 656825-92-2）の製造を中止すること。
3. 当該中間体を使用したピロキサスルホンの製造を中止すること。
4. 当該中間体を使用して製造されたピロキサスルホンN-1中間体またはピロキサスルホン製品の販売または販売の申し出を中止すること。
5. 顧客および販売代理店から、当該中間体を用いて製造され、かつ当該企業の管理下にあるすべてのピロキサスルホンN-1中間体、ピロキサスルホン半製品およびピロキサスルホン製品を回収および/または廃棄すること。当該中間体を用いて製造されたピロキサスルホンN-1中間体およびピロキサスルホン製品に関連するすべての販促資料を削除および破棄し、当該中間体を用いて製造されたピロキサスルホンN-1中間体およびピロキサスルホン製品に関するすべての設備および原材料を破棄すること。
6. 当社に対し、関連する経済的損失および当該特許権行使に要した妥当な費用を補償すること。

なお、当該特許は、当該企業含む複数の当事者による無効審判請求において中国国家知識産権局（CNIPA）によって有効性が認められております。

---

\*1 N-1中間体はピロキサスルホンの前駆体。

当社のピロキサスルホン（ブランドネーム：AXEEV®）製品は長年にわたり世界の市場において使用され、高い信頼を得ています。また、当社は、ピロキサスルホンの中間体とその製造に関わる特許を含む、特許ポートフォリオを中国に限定されずグローバルに保有しています。

当社は、知的財産権が農薬産業にとって非常に重要であると考えており、中国および世界中で知的財産権の行使に取り組んでいます。

<本件に関するお問い合わせ先>

クミアイ化学工業株式会社

お問い合わせフォーム (<https://www.kumiai-chem.co.jp/inquire/>)